

那覇市役所本庁舎自動火災報知設備 短寿命品交換修繕工事 仕様書

1. 修 繕 名 : 那覇市役所本庁舎自動火災報知設備 短寿命品交換修繕工事
2. 修繕場所: 那覇市役所本庁舎 (所在地: 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号)
3. 工 期: 契約締結日から令和 9 年 3 月 12 日 (金) まで
4. 修繕内容: 那覇市役所本庁舎自動火災報知設備交換修繕工事
(自動火災報知設備短寿命品の取替工事)
5. 短寿命品リスト

品名	参考仕様 (同等品可)	数量	単位
【防災監視盤(受信機)】			
・液晶表示パネルセット	バックライト込み	1	台
・電源ユニット	2 台一式(電源 1・2)	1	台
・内蔵プリンター		1	台
・Ni-cd 蓄電池(10.0Ah)	NCDB-10.00	2	台
【非常電話盤】			
・Ni-cd 蓄電池(6.0Ah)	NCDB-6.00	1	台
・Ni-cd 蓄電池(1.65Ah)	NCDB-1.65	2	台
・Ni-cd 蓄電池(0.6Ah)	20-AA600	1	台
【防災 LCD(CRT)】			
・19 型液晶モニター		1	台
・マウス		1	台
・CPU ユニットオーバーホール		1	台
・UPS		1	式

6. 機器選定基準

取替機器については、同等品でも可とするが、次の条件を満たしていることが確認できる書類を事前に提出し、発注者の承諾を得ること。

- (1) 性能、機能、耐久性が既存機器と同等以上であること。
- (2) 既存の機器類との互換性があり、システム全体の運用に支障を来さないこと。

7. 一般事項及び施工体制

本工事の履行にあたっては、以下の事項を遵守すること。

- (1) 本仕様書等に記載のない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」及び「電気設備工事監理指針」(いずれも最新版)によるものとする。

(2) 現場要員の配置

ア 現場代理人

工事の運営、取り締まり及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保できる者を配置すること。

イ 主任技術者

主任技術者として「甲種消防設備士(第4類)」の資格を有する者を配置すること。現場代理人との兼務を認める。

(3) 本工事の施工上必要な官公庁等への手続きは、遅滞なく受注者の負担と責任において行うこと。

8. 作業用件及び安全対策

(1) 作業日程及び作業詳細については、庁舎利用に支障が生じないように、事前に発注者と調整をすること

(2) 作業時間については、原則庁舎開庁時（平日 8：30～17：15）に作業を行うものとする。やむを得ず閉庁時間帯に作業を行う場合は、安全管理等について措置を講じること。

(3) 現場の安全管理並びに施設利用者への安全については、十分に注意して作業を行うこと。

(4) 本修繕中は、必要な養生の措置を講じること。

9. 動作確認・検査

(1) 機器の取替・配置完了後、正常に稼働することを確認するため（取替前の設定が引き継がれているかの確認を含む）、発注者立ち会いの下に動作確認を行うこと。

(2) 消防法令に基づく所轄消防署の検査が必要な場合は、受注者立ち会いのもとで受験し、合格すること。

(3) 本市が実施する完了検査の合格をもって本修繕工事の完了とする。手直しが生じた場合は、受注者の負担において速やかに補修を行い、再検査を受けること。

10. 提出書類

受注者は、速やかに以下の書類を発注者へ提出すること。

- ・着手届
- ・工程表
- ・施工計画書
- ・納入仕様書
- ・完了届
- ・修繕完了写真
- ・操作マニュアル
- ・その他必要なもの

11. 資材の搬入・搬出及び廃棄物処理

(1) 本工事に伴い発生した撤去機器、梱包材、その他一切の廃材・廃棄物については、関係法令に基づき、受注者の責任において適正に処理・リサイクルを行うこと。

(2) 産業廃棄物を処分した際は、処分証明書として産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを完了報告書に添付して提出すること。

(3) 庁舎内への資材搬入及び撤去品の搬出に際しては、事前に発注者と協議し、過積載の防止や通路の安全確保を徹底すること。

12. その他特記事項

- (1) 受注者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ他の目的に使用してはならない。業務終了後も同様とする。
- (2) 本修繕を実施するにあたり、関係法令を遵守し、施設及び第三者に損害を及ぼさないよう安全性の確保に十分留意し、損害を及ぼした場合の一切の費用等は受注者の責任において速やかに対処すること。
- (3) 本工事に必要な電気、水等の使用料については、原則として無償で提供するものとする。ただし、試運転・調整等にかかる消耗品等は受注者負担とする。
- (4) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、発注者と受注者がその都度協議の上、決定するものとする。また、仕様書に記載がなくとも、技術上、当然すべき事項については、これを実施すること。

以上